

## 第8章 子ども・若者計画

### 【背景】

近年、若年無業者やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校など、子どもや若者をめぐる状況が厳しさを増しています。その中で、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、平成21年7月、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。また、平成22年7月には、同法に基づく大綱（子ども・若者育成支援推進大綱）として「子ども・若者ビジョン」が定められ、平成28年2月には新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

新大綱では、（1）全ての子供・若者の健やかな育成、（2）困難を有する子供・若者やその家族の支援、（3）子供・若者の成長のための社会環境の整備、（4）子供・若者の成長を支える担い手の養成、（5）創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

東京都においては平成27年に東京都子供・若者計画を策定し、子ども・若者支援に向けた各種施策を推進しており、市においても、これまで各種の「子ども・若者支援」の取組を実施してきましたが、今般の国や都の状況に鑑み、一層の充実を図るため新たな「調布市子ども・若者計画」を策定し、子どもたちが健やかに成長していけるよう、子どもや若者、子育て家庭を社会全体で見守り、支援するなど、より市民のニーズに即した子ども・若者支援施策を総合的・計画的に推進します。

### 【現状と課題】

平成30年度に内閣府が実施した調査結果によると、全国の満40歳から64歳までの61.3万人がひきこもり状態にあると推計されました。また、平成27年度に内閣府が実施した全国の満15歳から39歳までの者を対象とした調査でも、54.1万人がひきこもり状態にあると推計されており、「ひきこもり」はどの年齢層からでも、実に多様なきっかけでなりうるものであることが指摘されています。ひきこもり対策をはじめとした子ども・若者施策を推進するにあたっては、庁内横断的な取組とともに、地域や民間団体等とも連携しながらより一層充実させることが必要です。

市においては、平成30年度に13歳から39歳までを対象とした「子ども・若者意識調査」を実施し、その調査結果によると、「ほっとできる場所がない」、「気軽に相談できる人が誰もいない」という方や、ふだんの外出状況について、「不登校」、「受験に失敗」、「就職活動がうまくいかなかった」などの理由により、ほとんど家にいる状態の方が少なからず存在しています。また、平成28年度にとりまとめた「調布市子どもの生活実態に関する分析報告書」では、孤独を感じている子どもの割合が、3割程度にのぼっているほか、なんでも相談できる場所の利用意向に

ついて、学校生活で困難を抱えている子どもたち、特に中学生でニーズが大きく、現在ある相談窓口を子どもたちにとって利用しやすいものにしていくことや地域の居場所事業の中で相談できる環境をつくっていくことなどが課題として挙げられています。

市では、概ね15歳以上の不登校、ひきこもり、無業等の子ども・若者を支援するため、「調布市子ども・若者総合支援事業（通称：ここあ）」を平成27年度から実施しています。また、平成29年11月に、子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会として「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」を設置し、「ここあ」を総合相談センターとしながら、子ども・若者支援に関する様々な専門性を持った機関・団体等が連携し、様々な不安や悩みを抱えている子ども・若者とその家族を支援しています。

また、小・中学校における教育については「調布市教育プラン」の施策として取り組んでいきます。

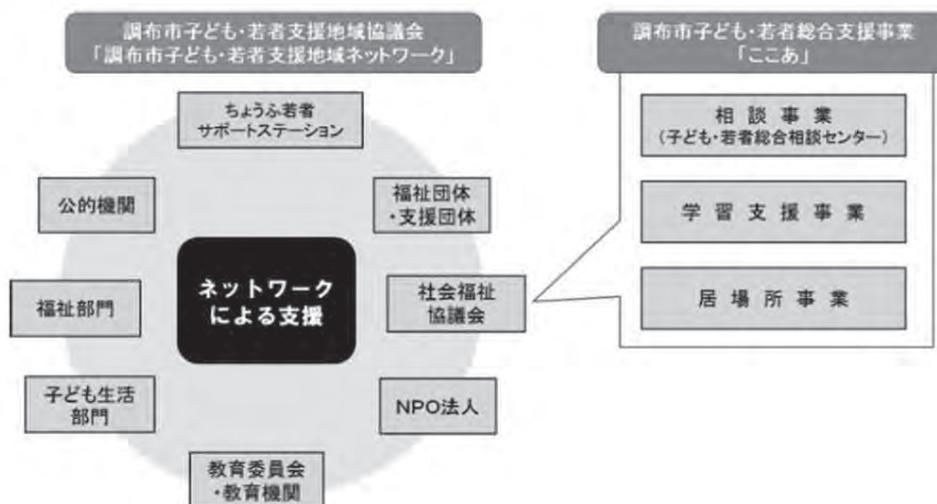
上記の現状を踏まえ、社会生活を営む上で、困難を抱える子ども・若者が、困難や悩みを一人で抱え込むことがないように、気軽に相談できる窓口の充実や個人の状況にあわせ、その個人が目指す自立に向けた支援を行うなど、子ども・若者が夢や希望を持って暮らせる環境づくりを目指します。

## 調布市子ども・若者支援地域ネットワークとは？

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を支援する機関、団体等が連携して、自立に向けて支援することを目的とした子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会です。

【所管課】児童青少年課

【協働のパートナー】ちょうふ若者サポートステーション、ちょうふ子育てネットワーク・ちょこネット、調布センターだけのこ 他



## 1 施策の方向

### (1) すべての子ども・若者の健やかな育成

すべての子ども・若者が、社会的に自立し、いきいきと活躍していくためには、安心・安全に暮らすことができる環境の中で、心と身体の健康を育み、一人ひとりの子ども・若者が、様々な体験や学習等を通して、豊かな人間性を身につけていくことが必要です。

また、子ども・若者が生きづらさを一人で抱え込むことのないよう、相談先の充実や周知を図るとともに、就労支援の充実等、生きる力を身につけ、社会的に自立するための力が育まれる環境づくりを進めます。

#### 自己形成のための支援，社会形成への参画支援

基本的な生活習慣の形成や規範意識等の育成を図るため、体験活動や読書活動等を推進します。

また、社会の一員としての自覚を持ち、社会に積極的に関わるといった社会形成に参画する態度を育むため、ボランティア活動など社会参加活動を推進します。

#### 子ども・若者の健康と安心安全の確保

思春期特有の課題への対応のほか、妊娠や出産、育児に関する正しい理解を促すため、相談・情報提供を充実するとともに、子ども・若者が困難を抱えた場合に相談を行うことができるよう、各種相談窓口について、広報啓発を行います。

また、子ども・若者総合相談センターや学校等における相談体制の充実を図り、地域や関係機関との連携等を通じていじめの未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組に努めます。

さらに、犯罪被害や自然災害等の様々な危険から身を守る能力を養うため、安全教育を推進します。

#### 若者の職業的自立，就労等支援

職業的自立の基盤を築くためのキャリア教育を推進し、職業能力・意欲の習得を支援するほか、仕事に対する不安や悩みを抱えている若者がいきいきと働けるよう、ちょうふ若者サポートステーション等とともに、若者の職業的自立・就労支援に取り組みます。また、関係機関と連携し、若者向けの就労支援セミナーや就職面接会を実施し、就労支援とともに市内事業所の人材確保を支援します。

## (2) 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

ひきこもりや不登校、若年無業者をはじめ、様々な困難を抱える子ども・若者の支援に関する課題について、子ども・若者支援に関する専門性を持った機関・団体等で構成される調布市子ども・若者支援地域ネットワークで共有し、関係機関等が連携しながら知恵を出し合うことで、様々な困難を抱える子ども・若者とその家族を適切にサポートしていきます。

### 子ども・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

調布市子ども・若者支援地域ネットワークにおいて、教育、福祉等の関係機関・団体が、個々の子ども・若者に関する情報を共有し、有機的に連携することにより、それぞれの専門性や特長を生かした適切なサポートを行います。

また、困難を抱える子ども・若者に対しては、必要な相談、助言またはアウトリーチ等の支援に携わる機関・団体等についての情報提供を積極的に行います。

### 困難な状況ごとの取組

#### (不登校、若年無業者、ひきこもりの子ども・若者への支援)

若者の職業的自立支援やひきこもりの支援を推進するほか、不登校の子ども・若者の支援、高校中退者及び進路未決定卒業生の支援など、困難を抱えている状況に応じきめ細かに対応します。

#### (障害等のある子ども・若者の支援)

障害や発達障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、次世代育成支援行動計画に位置づけた取組のほか、就労支援や多様な活動の支援等を行います。

#### (非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援)

非行防止と立ち直りのために、学校や警察等の地域の関係機関との連携を図りながら、非行・犯罪に陥った子ども・若者やその家族を支援するほか、少年非行等の未然防止、早期発見・早期対応につながる取組を推進します。

薬物の乱用防止対策としては、各学校で実施するセーフティ教室等における薬物乱用防止講習会や子ども・若者に対する薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動を実施します。

#### (特に配慮が必要な子ども・若者の支援)

若者の死因のトップが自殺となっていることから、調布市自殺対策計画において、子ども・若者への支援を重点施策の1つとして掲げ、自殺を防ぐ体制づくりを図ります。また、外国人の子どもや帰国児童・生徒の教育を充実するほか、性同一性障害者等に対する理解を促進するなど、特に配慮が必要とされる子ども・若者への支援を行います。

### 子ども・若者の被害防止・保護

児童虐待の発生予防及びリスクの早期発見，発生時の迅速・的確な対応に向け，調布市要保護児童対策地域協議会との連携のもと，児童虐待防止のための体制整備，機能強化を図ります。

また，社会的養護が必要な子ども・若者に対しては，施設退所後等の社会的孤立を防ぎ，社会的自立を支援します。

さらに，子ども・若者の福祉が害されることのないよう，児童買春，児童ポルノに係る犯罪等の防止に向けた広報啓発等を行います。

### (3) 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

すべての児童・生徒が放課後等を安心して過ごせるよう，安全に配慮したまちづくりを推進するとともに，地域住民の参画による体験・交流活動拠点を充実します。

また，子どもや若者が，地域における多様な対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができる交流活動の機会を充実します。

さらに，急速に普及・浸透しているインターネット利用について，サービス提供者をはじめ，利用に携わるすべての人，組織が協力・補完しながら，安全・安心な環境の整備に取り組みます。

### 家庭，学校及び地域の相互の関係の再構築

小・中学校に設置を進めている地域学校協働本部において，様々な活動を通じて地域と学校が連携・協働し，地域全体で子どもたちの成長を支える体制を推進します。

また，学童クラブと放課後子供教室ユーフォーの連携や児童館の積極的な活用等により，小学生から高校生までの居場所を確保するとともに，地域で展開される多様な活動等を推進し，子ども・若者の社会性，豊かな人間性，たくましさ等を育てる環境づくりを進めます。

子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりに向け，防犯等の視点から，ハード・ソフト両面による整備を進め，安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。

### 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

青少年が SNS 等の利用に起因する性被害等に巻き込まれないよう，フィルタリングの更なる利用促進やインターネットの適切な利用に関する啓発活動や教育を行います。

また，青少年にとって有害な図書や DVD 等の区分陳列の状況を調査するほか，カラオケボックス，ゲームセンター，インターネットカフェ等に対し，青少年の深

夜立入制限の措置を求めるなど、有害環境等から青少年を守る環境づくりを進めます。

#### (4) 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

子ども・若者の健やかな成長を支えるため、地域における子育て経験者や様々な知識・経験を有する高齢者など、多様な担い手を確保し、子ども・若者育成支援に係る活動への参加を促進します。

また、子ども・若者の相談・支援を充実させるため、同世代または年齢が近く価値観を共有しやすい学生等によるボランティアの活動を促進します。

#### (5) 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国の伝統・文化に関する深い理解、異文化に対する理解等を育みます。

さらに、オリンピック・パラリンピック教育を推進することにより、スポーツの価値や効果の再認識を通じて自己や社会のあり方を向上させ、国際的な視野を持って活躍できる人材を育成します。

## 2 具体的取組

### (1) すべての子ども・若者の健やかな育成

#### ①自己形成のための支援，社会形成への参画支援

#### ■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
体験活動の充実	児童館や各地域のボランティア活動を通じて、芸術表現活動、宿泊活動、自然体験活動など、他者と関わり、協調・協働しながら課題に取り組む中で、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の向上や、コミュニケーション能力、自己肯定感、社会性、責任感等の育成を図ります。	児童青少年課
児童館（再掲）	遊び等を通じて児童の健康を増進し、情操を豊かにするために様々な活動に取り組むとともに、乳幼児から中・高校生世代までの居場所づくりを支援します。	児童青少年課
青少年ステーション CAPSの運営 （再掲）	中・高校生世代を対象に、健全な居場所を提供し、専門知識を有するスタッフが様々な分野（音楽、スポーツ、ダンス、クラフト、パソコン等）の活動を支援します。また、多感な年代の様々な悩み・相談に対応する相談事業を行います。	児童青少年課
学童クラブ・ユーフォー	地域社会の中で、子どもたちが放課後等に安全で健やかに過ごすことができる居場所づくりを推進します。 ユーフォーを全小学校区で実施し、地域の人々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての児童・生徒が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童クラブの施設整備を計画的に進めるとともに、学童クラブとユーフォーの両事業の連携を推進します。	児童青少年課
幼・保・小及び小・中 連携	学校におけるスタートカリキュラムの取組、幼・保・小及び小・中連携の推進を図ります。	保育課 指導室
命の教育（再掲）	自他の生命（いのち）を大切にすることや他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる心豊かな教育活動を推進します。	指導室

具体的取組	取組概要	所管部署
ボランティア活動の充実	ボランティア活動を通して、社会の一員であることを実感して、規範意識や公共心を身につけます。	指導室
青少年交流館の運営（再掲）	青少年が相互に交流し、社会性や協調性を育むことを目的とした青少年交流館を運営します。	社会教育課
ジュニアリーダー及びシニアリーダー養成講習会の実施（再掲）	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会、高校生を対象としたシニアリーダー講習会を実施します。	社会教育課
ジュニアサブリーダー養成講習会の支援（再掲）	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会の支援を行います。	社会教育課
「調布っ子“夢”発表会」の実施（再掲）	自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通じて、まちづくりへの参加意識を高めます。	社会教育課
八ヶ岳少年自然の家の運営（再掲）	青少年が自然に親しむ中で集団での宿泊生活を通じて、情操や社会性を育むため、八ヶ岳少年自然の家を運営します。	社会教育課
読書習慣の形成支援（再掲）	「第3次調布市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの発達段階に応じた読書環境を整備し、読書を楽しむきっかけが得られるような事業を実施します。また、誰もが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などを行います。	図書館

## ②子ども・若者の健康と安心安全の確保

### ■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
子ども・若者総合相談センター	子ども・若者総合支援事業（ここあ）で行っている相談事業を子ども・若者相談センターとして位置づけ、困難を抱える子ども・若者、その家族からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介や必要な情報の提供、助言を行います。	児童青少年課

具体的取組	取組概要	所管部署
子育て世代包括支援センター（再掲）	保健センター（健康推進課）と子ども家庭支援センターすこやかが連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない包括的な相談支援等と地域ネットワークの強化を図ります。連携強化のため月1回の会議も行います。	健康推進課 子ども政策課
ゆりかご調布事業（再掲）	妊娠届出をしたすべての妊婦に専門職による面接相談を実施します。妊娠への思いや体調を確認しながら、飲酒・喫煙による母子への影響についての話、サポート状況等について相談支援を実施しながら、不安を軽減し母子保健や子育て支援に関する情報提供を行うことで安心して出産・育児を迎えられるよう支援します。	健康推進課
母親（両親）学級	子育ての仲間づくりの手助けや両親が協力して出産、育児に取り組める動機づけをします。妊娠中の栄養や口腔の健康についての集団教育や、産後の赤ちゃんとの生活、沐浴などの実技を行い不安の解消を図ります。	健康推進課
わくわく育児教室（再掲）	乳幼児期の様々な成長過程の課題を理解し、育て方の工夫や子育てに関する考え方、知識を学ぶ機会を提供します。6～8か月を対象にしたクラスでは、口腔の発達を視点とした離乳食の与え方や生活リズムについて集団教育を実施します。1歳～1歳2か月を対象としたクラスでは、子どもの成長、発達にあわせた食事や、虫歯予防の基礎知識を中心に実技を交えて実施します。	健康推進課
地域健康相談・健康教育（再掲）	児童館や学童クラブ、保育園、幼稚園などに出向き、命の大切さや喫煙についての健康教育をしながら、親子の健康相談の場を持ち、地域の仲間づくりのきっかけの場を提供します。	健康推進課
学校と医師会等との連携（再掲）	教育・医療連携会議を実施し、学校で対応に苦慮している事案等について相談し、助言を求めます。	学務課
スクールカウンセラーの活用	スクールカウンセラーによる小学5年及び中学1年の全児童・生徒に対する面接実施します。	指導室
スクールソーシャルワーカーの活用	スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実を図ります。	指導室

具体的取組	取組概要	所管部署
いじめ・虐待の防止 と対応（再掲）	スクールカウンセラーによる小学校5年及び中学校1年の全児童・生徒に対する面接等を実施し、子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じ、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。	指導室
安全教育の推進 （再掲）	「調布市防災教育の日」や「セーフティ教室」を実施し、避難訓練等を通じて安全教育・指導を推進します。	教育総務課 指導室
女性のためのヘルス ケア相談	思春期から更年期までの女性のからだや性、こころの悩みなどの相談を医学的知識を踏まえて助産師が行います。	男女共同参画 推進課

### ③若者の職業的自立，就労等支援

#### ■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
調布市就職サポート 事業（再掲）	就労意欲が低く，就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起，支援対象者の能力等にあわせた求人先の開拓，求人情報の提供や面接支援，面接同行，職場定着サポート等の就労支援を行います。	生活福祉課
中学校の職場体験・宿 泊体験（移動教室等） （再掲）	集団行動や社会との接点となる体験を通じて，規律性，社会性，協調性の育成，達成感や成功体験の機会を充実します。	指導室
インターンシップ	学生に対し調布市役所での就業体験の機会を与えることにより，学生の就業意識の向上や市政に対する理解を深めます。	人事課
ちょうふ若者サポ ートステーション	高校中退者や大卒の進路未決定者，未就職の方や仕事が長続きしない方等，働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者，その保護者からの相談に応じ，就労や自立に向けた支援を行います。また，就労に向けたセミナーなどを行います。	産業振興課

(2) 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

①子ども・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
子ども・若者支援地域ネットワーク	ひきこもりや不登校など、様々な不安や悩みを抱えている子ども・若者とその家族からの相談を受け付け、教育や福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの様々な分野の関係機関等が有機的に連携し、それぞれの専門性や特長を生かした適切なサポートを行います。	児童青少年課

②困難な状況ごとの取組

ア) 不登校、若年無業者、ひきこもりの子ども・若者への支援

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
子ども・若者総合支援事業（ここあ）	不登校や無業、ひきこもり等社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者を対象に、自立に向けた計画的な支援を行うとともに、生活困窮世帯やひとり親家庭等の抱える固有の事由により教育の機会に恵まれず、進学や就職をあきらめてしまうことがないように学習支援等を行い、貧困の連鎖を断ち切るため、「相談」・「居場所」・「学習支援」の3つの事業を実施します。	児童青少年課
子ども・若者支援地域ネットワーク（再掲）	ひきこもりや不登校など、様々な不安や悩みを抱えている子ども・若者とその家族からの相談を受け付け、教育や福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの様々な分野の関係機関等が有機的に連携し、それぞれの専門性や特長を生かした適切なサポートを行います。	児童青少年課
子ども・若者居場所事業	市内において社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者への居場所提供事業に要する経費の一部を補助することにより、困難を抱える子ども・若者の自立した社会生活を促進します。	児童青少年課

具体的取組	取組概要	所管部署
自立相談支援事業 (再掲)	調布市社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立を支援します。	生活福祉課
スクールカウンセラーの活用 (再掲)	スクールカウンセラーによる小学5年及び中学1年の全児童・生徒に対する面接実施します。	指導室
スクールソーシャルワーカーの活用 (再掲)	スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実を図ります。	指導室
不登校児童・生徒に対する支援体制の整備	不登校児童・生徒に対して、適応指導教室や分教室型の不登校特例校の体制整備を推進します。	指導室
不登校児童・生徒に対する取組	不登校児童・生徒に対して、不登校プロジェクト(SWITCH)、メンタルフレンド、テラコヤスイッチ等の取組を進めます。	指導室
不登校児童・生徒の家庭への支援	学校に行きづらい児童・生徒の保護者が孤立することのないよう、各種相談や、学校に行きづらい子どもの保護者の集いを実施します。	指導室 (教育相談所)
ちょうふ若者サポートステーション (再掲)	高校中退者や大卒の進路未決定者、未就職の方や仕事が長続きしない方等、働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者、その保護者からの相談に応じ、就労や自立に向けた支援を行います。また、就労に向けたセミナーなどを行います。	産業振興課

イ) 障害等のある子ども・若者の支援

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
障害者就労支援事業	<p>障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう（主に知的障害者、身体障害者）</li> <li>○ こころの健康支援センター就労支援室ライズ（主に精神障害者、発達障害者）</li> </ul>	障害福祉課

具体的取組	取組概要	所管部署
作業所等経営ネットワーク支援事業	作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、市内の作業所等が共同して受注先の開拓や共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組むネットワーク構築やその活動に対する補助を行います。	障害福祉課
日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援	特別支援学校の卒業生等の利用希望に応え、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保するため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく通所施設等を開設・運営する事業者を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉サービス事業所開設費補助</li> <li>○ 障害福祉サービス事業所運営費補助</li> <li>○ 重度知的障害者通所施設への運営費補助</li> </ul>	障害福祉課
余暇活動の支援	学校や就労、通所施設等の日中活動以外の場所や時間における、レクリエーション、スポーツなどの余暇活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者地域活動支援センター事業</li> <li>○ 障害者余暇活動支援事業「ほりで一ぶらん」</li> <li>○ 障害児（者）フットサル事業補助</li> <li>○ 日中一時支援事業</li> </ul>	障害福祉課

ウ) 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
調布市青少年補導連絡会	保護司、民生児童委員、少年補導員、警察関係者、生活指導主任、健全育成推進地区委員等により構成される調布市青少年補導連絡会において、青少年の非行防止を目的に、青少年を取り巻く問題のある環境等について、研究、連絡、協議を行います。	児童青少年課
青少年非行防止街頭パトロール	調布市青少年補導連絡会の活動の一環として、青少年の非行防止を目的にパトロール活動を実施し、主に、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ等を巡回する中で、社会環境の浄化に向けた協力要請を行います。	児童青少年課

具体的取組	取組概要	所管部署
“社会を明るくする運動”の推進	法務省東京保護観察所との連携により、犯罪や非行を防止するとともに、罪を犯した人たちの立ち直りを地域のチカラで支援し、犯罪のない地域社会を築くことを目的とする全国的な運動を推進します。	福祉総務課
薬物乱用防止の啓発	薬物乱用防止の普及啓発を兼ね、市内各中学校を訪問し、東京都薬物乱用防止ポスター募集への応募を呼びかけ、入賞作品の展示を行います。 各学校で実施するセーフティ教室等における薬物乱用防止講習会等を実施します。	健康推進課 指導室

エ) 特に配慮が必要な子ども・若者の支援

#### ■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
こころといのちのネットワーク会議	自殺の背景には様々な問題が複雑に絡み合っているため、自殺の危機的要因の解消や複雑化の防止に向けて各関係機関の取組を共有し、連携の仕方を検討する会議を開催します。	健康推進課
自殺予防のための人材育成(ゲートキーパー養成)	自殺の危険性の高い人の早期発見と適切な対応を図るため、職場や地域などで悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、支援につなげる役割を担い、自殺対策を支える人材を養成します。	健康推進課
日本語指導教室(再掲)	外国にルーツがある、または帰国子女等にあたる児童・生徒に対し、日本語指導等を行い、学校生活への早期適応を図ります。	指導室
性同一性障害者等に対する理解促進	性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等、特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるため、子ども・若者に関わる従事者等への情報提供を行います。	指導室 児童青少年課

③子ども・若者の被害防止・保護

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
青少年の非行・被害防止全国強調月間による広報啓発	内閣府が定める「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせ、青少年の規範意識を高め、児童買春や児童ポルノといった青少年の福祉を害する犯罪の被害を防止するため、啓発活動等を行っています。	児童青少年課
要保護児童対策地域協議会（再掲）	要保護児童等への適切な支援を図るため、情報の交換や支援に関する協議を行います。構成機関代表者による会議、実務者による会議のほか、個別ケースに対応するための関係者会議を随時開催するほか、当該協議会の枠組みを通じ、関係者間で積極的な情報共有を行います。	子ども政策課
オレンジリボンキャンペーン（再掲）	児童虐待防止のメッセージを込めたオレンジリボンをシンボルマークに、児童虐待防止に係る啓発活動を行うものです。児童虐待防止推進月間である11月にその取組を強化していますが、児童虐待防止に係る普及啓発活動は通年で実施します。	子ども政策課
児童養護施設退所者等支援事業（ステップアップホーム事業）（再掲）	市内で児童養護施設が住居を借り上げ、養護施設退所者等に一定期間提供するとともに、就労、学業、日常生活等の支援及び相談等の援助を行う事業に要する費用の一部を市が助成します。	子ども政策課
調布市大学等在学者に対する生活支援給付金支給事業（再掲）	経済的に支援を必要とする大学等在学者に対して給付金を支給することで、当該大学等在学者の生活の安定を図ります。	子ども政策課
子ども家庭支援センターすこやか	子どもに関する相談や、親子の交流事業、子育てに関する学習講座、各種一時預かり事業のサービス提供や調整を実施します。また、児童虐待防止センターを併設し、虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組みます。	子ども政策課
養育支援訪問事業（再掲）	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童虐待の発生を予防するとともに、家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行います。	子ども政策課

(3) 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

①家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
<p>学童クラブ・ユーフォー (再掲)</p>	<p>地域社会の中で、子どもたちが放課後等に安全で健やかに過ごすことができる居場所づくりを推進します。</p> <p>ユーフォーを全小学校区で実施し、地域の人々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。</p> <p>「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての児童・生徒が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童クラブの施設整備を計画的に進めるとともに、学童クラブとユーフォーの両事業の連携を推進します。</p>	<p>児童青少年課</p>
<p>中高生の放課後等の活動支援</p>	<p>市内の全児童館において、「中高生タイム」を設け、中・高校生世代専用の居場所を提供します。</p> <p>中・高校生世代を対象とした児童館として「青少年ステーションCAPS」を運営し、健全な居場所を提供するとともに、専門知識を有するスタッフが様々な分野（音楽、スポーツ、ダンス、クラフト、パソコン等）の活動を支援します。また、多感な年代の様々な悩み・相談に対応します。</p> <p>つつじヶ丘児童館ホールを活用した中・高校生世代のフリースペース事業を実施し、東部地域における中・高校生世代の放課後等の健全な居場所づくりを図ります。また、利用者のニーズを踏まえながら、東部地域の児童館におけるフリースペース事業を展開します。</p>	<p>児童青少年課</p>
<p>子ども家庭支援センターすこやか (再掲)</p>	<p>子どもに関する相談や、親子の交流事業、子育てに関する学習講座、各種一時預かり事業のサービス提供や調整を実施します。また、児童虐待センターを併設し、虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組めます。</p>	<p>子ども政策課</p>
<p>「学校 110 番」</p>	<p>緊急かつ重大な事態の発生に備え、小・中学校、児童館等に、各施設と警視庁をボタン1つで結ぶ「学校 110 番」を設置し、非常通報体制を整えます。</p>	<p>教育総務課 児童青少年課</p>

具体的取組	取組概要	所管部署
通学路の安全・安心の確保（再掲）	通学路を撮影する防犯カメラを設置するとともに、学校・教育委員会・警察・道路管理者等が市立小学校の通学路の安全点検を実施し、可能な安全対策を行います。	学務課
地域学校協働本部	学習支援員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進します。	指導室
家庭教育への支援	家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市立小・中学校 PTA が企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言や助成等の支援を行います。	社会教育課
「こどもの家」の普及啓発の推進（再掲）	子どもたちが不審者から声かけなどをされた際の駆け込み場所としている「こどもの家」の普及啓発を行います。	社会教育課
青少年交流館の運営（再掲）	青少年が相互に交流し、社会性や協調性を育むことを目的とした青少年交流館を運営します。	社会教育課
児童の防犯意識に関する啓発	<p>学童クラブを中心に、児童が通学路を含む近隣地域を実際に歩いて点検し、誰もが「入りやすく」誰からも「見えにくい場所（犯罪が起こりやすい場所）や、危険と思われる場所を洗い出して地図上に表す安全・安心マップ作成作業を通じて、児童への注意喚起を図ります。</p> <p>大判のイラストを用いて、児童が自ら犯罪被害や事故を予測して、安全な行動、危険な行動を学習できる安全行動イメージトレーニングを通じて、子ども自身の犯罪被害防止能力の向上を図ります。</p>	総合防災安全課 児童青少年課
調布子ども安全・安心パトロール（再掲）	下校時の児童・生徒の安全を守るため、調布市内を4つのブロックに分け、学校周辺の通学路を中心に、青色回転灯を装着した車両により、下校が始まる時間帯からパトロールを実施します。また長期休暇期間においては日中の時間帯にパトロールを実施します。	総合防災安全課
地域福祉コーディネーター（CSW）	生活上の悩みや困りごとを抱える方などに対し、様々な期間・団体と連携しながら、課題の解決を図るとともに、居場所づくりなどの住民主体の活動の推進や、地域でのネットワーク構築に取り組みます。	調布市社会福祉協議会

②子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
調布市青少年補導連絡会（再掲）	保護司，民生児童委員，少年補導員，警察関係者，生活指導主任，健全育成推進地区委員等により構成される調布市青少年補導連絡会において，青少年の非行防止を目的に，青少年を取り巻く問題のある環境等について，研究，連絡，協議を行います。	児童青少年課
青少年非行防止街頭パトロール（再掲）	調布市青少年補導連絡会の活動の一環として，青少年の非行防止を目的にパトロール活動を実施し，主に，ゲームセンター，カラオケボックス，インターネットカフェ等を巡回する中で，社会環境の浄化に向けた協力要請を行います。	児童青少年課
有害環境調査	健全育成推進地区委員会の活動の一環として，青少年を取り巻く有害環境の浄化を目的に，主に，ゲームセンター，カラオケボックス，インターネットカフェ，書店等を巡回し，青少年にとっての有害環境の有無について実態調査を行います。	児童青少年課
青少年のインターネット利用に関する啓発	<p>青少年が適切にインターネットの利用ができるよう，補導連絡員に対する研修や市公式ホームページ等で啓発を行います。</p> <p>児童・生徒へ都から配付されている冊子やセキュリティ教室等で，携帯電話，スマートフォンやインターネットなどによる，いじめや人権問題に対する意識の啓発を図ることで，情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。</p>	児童青少年課 指導室

(4) 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
児童館支援スタッフ・ユーフォーボランティアスタッフ	児童館やユーフォーにおいて、地域の人材をボランティアとして活用し、子どもたちに様々な体験・活動等を提供します。	児童青少年課
学習支援・居場所ボランティア	子ども・若者総合支援事業（ここあ）における学習支援事業において、学生のボランティアを活用し、子ども一人ひとりと向き合えるよう、基本的にマンツーマンによる学習支援を行います。また、居場所事業のボランティアについても地域人材の活用を促進します。	子ども家庭課 児童青少年課
民間協力者の確保	保護司や民生委員・児童委員等の担い手として、幅広い世代・分野からの人材の確保を図ります。 都と連携し、地域型保育や、地域子ども・子育て支援事業等の担い手を養成するため、子育て支援員研修を行い、研修受講希望者の見学実習先の調整を実施します。	福祉総務課 子ども政策課
ジュニアリーダー及びシニアリーダー養成講習会の実施（再掲）	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会、高校生を対象としたシニアリーダー講習会を実施します。	社会教育課
ジュニアサブリーダー養成講習会の支援（再掲）	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会の支援を行います。	社会教育課

(5) 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
グローバルな人材の育成	英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。	指導室
オリンピック・パラリンピック教育の推進	オリンピック・パラリンピックの歴史、理念、参加国の文化等の学習を通じ、異文化や障害者に対する理解を深めるとともに、自他を認め、尊重し合う心を育成します。また、調布市がオリンピック・パラリンピックの競技会場であることを生かすとともに、オリンピック・パラリンピアンとの交流を通して、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。	指導室
自国の伝統・文化への理解促進等	相互友好協力協定を締結している東京外国語大学の留学生のインターンシップを児童館で受け入れ、留学生との交流を通じて、子どもたちの日本文化や異文化に対する理解等を育みます。	文化生涯学習課 児童青少年課